5　平成二十八年六月二十二日以前に製造された燃料電池自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に限る。）を除く。）については、細目告示第二十一条第二項及び第九十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十一条第四項及び第九十九条第五項の規定に適合するものであればよい。

6　平成二十八年六月二十二日以前に製造された燃料電池自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に限る。）を除く。）については、細目告示第二十一条第三項及び第九十九条第三項から第五項までの規定は、適用しない。

7　平成二十四年七月一日から平成二十六年六月二十二日までに自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下この条において「改造等」という。）により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）とした自動車については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十一条第二項から第四項まで及び第九十九条第二項から第五項までの規定を適用することとし、平成二十六年六月二十三日以降に改造等により電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）とした自動車については、細目告示第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第五項までの規定を適用するものとする。

8　第十五条第十一項中「協定規則第九十四号改訂版の補足第三改訂版の技術的な要件（規則5・（5・2・8・を除く。）」を「協定規則第九十四号第二改訂版の技術的な要件（規則5・（5・2・8・を除く。）」に改め、同条に次の二項を加える。

15　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第二十二条第九項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十二条第九項の規定に適合するものであればよい。

16　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第二十二条第十項及び第百条第十二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第二十二条第十項及び第百条第十二項の規定に適合するものであればよい。

第二十条第十二項中「協定規則第十六号第六改訂版」を「協定規則第十六号第六改訂版補足改訂版」に、「同規則第六改訂版」を「同規則第六改訂版補足改訂版」に改める。

第三十一条第四項中「細目告示別添百二3・3・」を「協定規則第百十九号改訂版5・4・」に、「別添百二3・2・の規定にかかわらず」を「協定規則第百十九号改訂版5・3・の規定にかかわらず」に改め、同条に次の一項を加える。

9　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに協定規則第百十九号改訂版6・3・及び7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに別添百二4・1・及び5・3・の規定に適合するものであればよい。

第五十九条第一項第二号イ中「けい光灯」を「蛍光灯」に改め、「以上」の下に「又はこれと同等以上の明るさ」を加え、同項第三号ハに次のただし書を加える。

ただし、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車することができない構造の解除装置を備えた場合にあっては、当該解除装置が運転者席において容易に操作することのできるものでないこと。

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条第二項中「第二十一条第二項及び第三項、第九十九条第二項から第五項まで並びに第百七十七条第二項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項」を「第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第二項から第四項並びに第百七十七条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第十七条の二第二項及び第三項」を「第十七条の二第三項及び第四項」に、「第二十一条第二項及び第三項、第九十九条第二項、第三項及び第四項並びに第百七十七条第二項及び第三項」を「第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第二項から第四項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項」に改め、同条第四項中「第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第五項」を「第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項から第六項」に改め、同条第五項中「第二十一条第二項及び第九十九条第二項」を「第二十一条第三項及び第九十九条第三項」に改め、同条第六項中「第二十一条第三項及び第九十九条第三項から第五項」を「第二十一条第四項及び第九十九条第四項から第六項」に改め、同条第七項中「第二十一条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項から第五項」を「第二十一条第三項及び第四項並びに第九十九条第三項から第六項」に改め、同条に次の二項を加える。

8　平成二十八年七月三十一日以前に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第十七条の二第一項及び第二項の規定並びに細目告示第二十一条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第二項並びに第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二第一項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項、第九十九条第一項及び第百七十七条第一項の規定に適合するものであればよい。

9　平成二十八年八月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第十七条の二第一項及び第二項の規定並びに細目告示第二十一条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第二項並びに第百七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十七条の二第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十一条第一項、第九十九条第一項及び第百七十七条第一項の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、平成二十三年六月二十三日から施行する。